

診療用エックス線装置設備変更届

年 月 日

盛岡市保健所長 様

管理者 住 所

氏 名

年 月 日 生

医療法施行規則第29条第1項の規定により、次のとおり届けます。

- 1 病院（診療所）の名称及び所在地
- 2 変更事項
変更前
変更後
- 3 変更理由
- 4 変更した年月日
- 5 別紙1．放射線診療装置等に関すること
- 6 別紙2．放射線診療室等に関すること

〔添付書類〕

1. 添付書類について
 - 1) 放射線漏えい線量測定報告書
 - 2) エックス線装置一覧表
 - 3) 放射線診療従事者等に関すること
 - 4) 管理区域を明示した隣接部の平面図（変更内容が構造設備に関わるものである場合）。
 - 5) 使用室等の詳細図面（変更内容が構造設備に関わるものである場合）。
2. 作成上の注意
 - 1) 変更日とは、病院は使用許可日とし、診療所は漏えい線量測定実施後で、診療を開始した日とする。
 - 2) 添付図面4に管理区域を明示すること。
 - 3) 添付図面5に管理区域の標識、使用中の表示、注意事項の掲示した位置を明示すること。
 - 4) 該当しない欄は斜線で埋める。